

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

高知県人事委員会



30高人委第13号
平成30年10月12日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 様

高知県人事委員会委員長 秋 元 厚 志

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、
給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

別紙第1

報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「平成30年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は12,342人であって、その平均年齢は43歳6月、平均経験年数は21年6月、男女別構成は男性55.0%、女性45.0%、学歴別構成は大学卒72.9%、短大卒6.8%、高校卒20.2%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、小学校・中学校等教育職、高等学校等教育職、医療職等11種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、375,091円（給料353,952円、扶養手当8,364円、地域手当450円、その他12,325円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員4,017人（平均年齢42歳9月）の平均給与月額は、343,694円（給料322,551円、扶養手当8,108円、地域手当781円、その他12,254円）となっている。

（参考資料Ⅳ 職員給与関係資料 参照）

II 民間給与の調査

1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された106事業所を対象に「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の者に

ついて、本年4月分として支払われた給与月額等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各事業所における給与改定の状況等についても調査を行った。併せて、技能・労務及び医療関係等54職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て95.3%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 調査結果

本年の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は22.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は12.1%、ベースダウンを実施した事業所はなく、ベースアップの慣行のない事業所の割合は65.6%となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.5%となっている。

Ⅲ 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の人について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表第3に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均503円(0.15%)下回っていることが明らかとなった。

(参考資料Ⅰ 民間給与関係資料 参照)

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所における事務・技術等

従業員に支払われた特別給（ボーナス）は、別表第4に示すとおり、所定内給与月額額の4.16月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.10月分）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っている。

IV 物価及び生計費

1 消費者物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ全国で0.6%、高知市で0.3%の増加となっている。

（参考資料Ⅲ 労働経済関係資料 参照）

2 標準生計費

家計調査（総務省統計局）を基礎に算定した本年4月における高知市の標準生計費は、2人世帯で150,500円（対前年同月比17.2%の減少）、3人世帯で186,560円（同8.0%の減少）、4人世帯で222,600円（同0.6%の減少）となっている。

（参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照）

V 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した平成29年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表(一)適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は99.0となっている。なお、全都道府県での平均指数は100.2となっている。

VI 人事院の勧告等の骨子

人事院は、本年8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与及び公務員人事管理について報告するとともに、公務の給与が月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、月例給について655円（0.16%）、特別給について0.05月分引き上げるよう勧告を行った。

併せて、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についても意見の申出を行った。

勧告等の骨子は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査 (完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%

[行政職(一)…現行給与410,940円 平均年齢43.5歳]

[俸給583円 はね返し分(注)72円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と
公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員

が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化

- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上
の職員が年5日以上
の年次休暇を使用できるよう配慮
- (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等
- 本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施
- (3) ハラスメント防止対策
- 検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討
- (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保
- 非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
- 平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤

務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ

- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台

- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

1 本年の給与に関する事項

- (1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、約2割の事業所がベースアップを、9割を超える事業所が定期昇給を実施しているほか、初任給について高卒、大卒ともに増額の傾向が見られた。

月例給については、職員の給与が民間給与を503円(0.15%)下回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数(4.10月分)が民間の年間支給割合(4.16月分)を下回っていることが認められた。

- (2) 人事院は、本年の国家公務員の給与のうち月例給については、公務が民間を655円(0.16%)下回っていることから、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度引き上げるよう勧告した。また、特別給についても、公務の支給月数が民間の支給割合を下回っており、0.05月分引き上げるよう勧告した。

- (3) 職員の給与については、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

ア 給料表

本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を503円(0.15%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っているほか、他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が5年連続で初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保の観点から、初任給及び若年層に重点を置いた改定を行うこと。

具体的には、初級試験(高卒程度)採用職員及び上級試験(大卒程度)採用

職員の初任給を1,500円引き上げることとし、若年層についても1,000円程度の改定を行う。その他については、それぞれ200円引き上げを基本とする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うこと。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当については、医師及び歯科医師の人材確保を図ることを目的として支給月額の限度の引上げを行うこととする国家公務員の改定に準じて改定すること。

ウ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.15月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、来年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げること。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すること。

エ 宿日直手当

宿日直手当について、国家公務員の改定に準じて改定すること。

オ 初任給基準

近年、民間・公務を問わず採用意欲の高い状態が続いており、優秀な人材を確保する必要があることから、県内民間事業所や他の都道府県と比べ低位にある初任給を改善するため、初任給基準を1号給引き上げること。

2 給与制度の総合的見直しに関する事項

(1) 国は、民間給与の低い地域を中心に、公務員給与が民間給与を上回っている

こと、在職期間の長期化等により50歳台後半層の給与水準が民間給与を上回っていることなどの課題に対処するため、平成27年4月から地域間、世代間の給与配分等を見直す給与制度の総合的見直しを3年間にわたって段階的に実施し、本年3月末をもって見直しが完了したところである。

本委員会は、この間、これらの課題が本県にも該当するかを検証した結果、国と同様の措置が必要な状況は認められないことから、給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定は行ってこなかった。

国の見直しが完了したことを受けて、職員と国家公務員の給与水準について、国が見直しに取り組んだ期間全体について改めて検証し、本県で給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定が必要な状況にあるかどうか、次のとおり検討を行った。

ア 地域の民間給与との比較

本県では、先に述べたように制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図るべきとの考え方のもと、月例給及び特別給の改定を行ってきたところであり、県内民間事業所との較差に基づき、国とは異なる措置を講じてきた。

イ 国家公務員との給与水準の比較

地方公務員法第24条では、均衡の原則に基づき、地方公務員の給与を決定する際の要素として、民間給与のほか、国家公務員の給与との均衡を勘案することが定められていることから、以下のとおり、職員と国家公務員の給与とを比較した。

まず、国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する指標として一般的に用いられているラスパイレス指数で比較すると、別表第5に示すとおり、国の給与制度の総合的見直しによる影響で、平成27年には98.2であったものが平成28年には98.8、平成29年は99.0と若干上昇したものの、100を超える状況は生じていない。

次に、平均給料月額で比較すると、別表第6に示すとおり、平成26年には職員が国家公務員より2.18%低い水準であったが、国が給与制度の総合的見直しを実施したことによりほぼ同水準となったものの、その後、本県と国の給与改定に異なる状況が生じたことなどから、その差は徐々に拡大し、本年の改定後では職員が国家公務員を1.69%下回る水準となっている。

また、給料表の水準そのものを比較すると、別表第7に示すとおり、平成26

年には職員と国家公務員の水準はほぼ均衡していたが、国が実施した給与制度の総合的見直しによる俸給表の水準の引下げに伴い職員が国家公務員を1.90%上回る水準となったものの、これも給与改定の状況の違いによりその差は徐々に縮小し、本年の改定後では1.33%となり、この間にその差は0.57ポイント縮小している。

このように給料表の水準そのものは国を上回っているが、実際の運用状況を加味した平均給料月額で比較すると国家公務員を下回り、ラスパイレス指数でも国を下回るという状況が継続していることが確認できた。

なお、ラスパイレス指数は、厳密には「給与水準」を比較したものではなく、給与から諸手当を除いた「給料水準」を比較したものである。一方で、公民較差の算定に当たっては、国家公務員も地方公務員も諸手当を含む給与水準で比較しているが、給与構造改革以降、国家公務員においては給与水準を維持しながら、俸給から手当への配分変更が実施されている。その結果、別表第8に示すとおり、国家公務員の給与に占める諸手当の割合は増加しており、平均給与月額で比較した場合、平均給料月額で比較した場合に比べ、職員と国家公務員との較差はより大きくなっている。

ウ 年代別の給与水準の比較

年代別での給与水準の比較に当たっては、制度や運用面での違いが、給与水準の違いとなって表れてくることから、これらの違いを考慮した検討が必要となる。

昇格運用については、本県は職務給の原則に基づく厳格な取扱いをしてきたところであり、5級以上の職員の割合を国家公務員と比較すると、別表第9に示すとおり、本県は、国を10ポイント以上も下回っている。

諸手当については、国家公務員は、その多くに地域手当が支給されていることに加え、地方公務員には適用のない広域異動手当や本府省業務調整手当が支給されている。

こうした違いがあることを踏まえ、年代別の給与水準について比較した結果は、別表第10に示すとおりである。

職員の給与水準を100とした指数では、国家公務員はほとんど全ての年代で110を超えており、40歳台後半以降は120に迫る状況となっており、高齢層になるほど金額ベースでの較差が大きくなるという、これまでと同様の状況が確認できた。

また、職員の年代別の給与水準を県内民間と比較しても、これまでと同様、

国家公務員のように50歳台後半で民間を上回る状況は生じていない。

- (2) 以上のとおり、国が実施した給与制度の総合的見直しについて改めて検証を行ったが、国と同様の措置が必要な状況は認められなかったことから、本県においては、これらに伴う給料表の見直しは必要ないものと判断する。

なお、職員の給与については、社会経済情勢の変化も踏まえ、不断の見直しに努めていく必要がある。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要である。

職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、引き続き十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

3 公務運営に関する事項

- (1) 人事評価制度は、勤務実績に基づく任用・給与などの人事管理や職員の能力育成などを図るための重要な仕組みであり、各任命権者においては、より充実した制度を目指して、評価項目の見直しや評点の細分化などの改善に努めているところである。

また、職員の人事評価制度への理解も進んでおり、知事部局では高い水準で職員から評価されているが、これは制度の厳正で適切な運用が図られてきた結果によるものと評価できる。

各任命権者は、今後とも、人事評価制度の更なる充実に向けて、見直しの効果も検証しつつ、制度や運用全般について、常に工夫や改善の余地がないかといった視点を持ちながら、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要である。

- (2) 社会全体において働き方改革の動きが進む中、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、民間労働者の時間外労働に上限が設定されることとなった。

公務においても、職員の健康保持や人材確保の観点から、長時間労働の是正の重要性はかつてなく高まっており、人事院は、民間労働法制の改正を踏ま

え、国家公務員の超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとした。

本県においては、時間外勤務の縮減に向けて、これまで様々な対策が講じられてきているものの、依然として、職員の心身面への過度の負担が危惧される過重な勤務の実態が、特定の所属において相当数見受けられる状況にある。

社会的な要請が高まる中、時間外勤務を縮減するためには、国の措置状況等を踏まえ、これまで以上に適切な対応が求められる。

その取組を実効あるものとするためには、管理的地位にある職員が、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、事務の簡素・合理化や業務配分の見直し等の組織マネジメントを強化・徹底する必要がある。

特に、過重な勤務の実態にある所属については、早急にその要因を分析し、実効性のある取組を徹底するとともに、その取組を検証した結果を所属の全ての職員で共有し、改善すべき点を踏まえて、更に組織的な取組を継続していくことが必要である。併せて、職員の健康を保持するための取組についても、引き続き、適切に実施する必要がある。

学校現場においては、職務の性格上、総実勤務時間の短縮は他の機関に比べ、容易ではない面があるものの、働き方改革の目指す理念を共有しながら、改善に取り組む必要がある。勤務時間をICTを活用して把握する取組が進みつつあるが、引き続き、従来からの取組に加え、教員の多忙化解消に効果が期待できるチーム学校（第2期高知県教育振興基本計画）などの取組を市町村教育委員会とも連携し着実に推進していく必要がある。

年次有給休暇については、業務の実態に応じて計画的・連続的な取得が促進されるよう、国の措置状況等も踏まえ、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要である。

(3) 職員の心身両面にわたる健康の保持・増進を図ることは重要であり、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進する必要がある。

特に、メンタル不調による長期病休者は毎年相当数に上っており、職員の健康管理や公務能率の観点からも、メンタルヘルス対策については、引き続き重点的な取組が求められる。

そのため、これまでの取組の効果の検証なども行いながら、予防や早期発見・早期対応、さらには円滑な職場復帰や再発の防止に至る各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要である。

また、ストレスチェックに関しては、制度をより効果的なものとするためにも、受検率の向上に引き続き留意し、検査結果に応じて必要な措置を講ずるなど適切な対応が求められる。

- (4) 仕事と家庭生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務能率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要であり、任命権者においては、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりや、職員の心身の健康維持、仕事への意欲向上を図ることを目的とする次世代育成支援行動計画を策定し、取組を進めている。

男性職員の育児休業の取得率も向上しており、今後とも、行動計画に掲げる目標の達成に向けて、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、着実に実行することが必要である。

- (5) ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を侵害するのみならず、心身の健康を害する行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務運営に支障を生じさせる要因となることから、その防止及び解決は重要な課題である。

任命権者においては、全職員を対象とする研修や相談窓口の複数設置など、ハラスメントの防止及び解決に向けた取組を行っているものの、依然として、セクシュアル・ハラスメントによる処分事案が発生している状況にある。

また、ハラスメントに関する職員アンケートにおいても、ハラスメントに該当すると疑われる事例が相当数見受けられ、その件数も増加傾向にあることがうかがわれる。

任命権者においては、アンケートの結果を踏まえ、ハラスメントを防止するための研修の内容を更に充実させるとともに、相談窓口については、一層の周知に努め、相談しやすい体制であるかを職員側の視点から常にチェックするなど、より実効性のある対策につなげていくことが求められる。

- (6) 本年8月、人事院は、定年の引上げに関して、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少していく中、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題であるとして、定年を段階的に65歳に引き上げる必要があるとの意見の申出を行い、現在、国においては国家公務員法等の改正に向けた準備が進められている。

各任命権者においては、こうした高齢層職員を取り巻く情勢の変化を踏まえ、高齢層職員の能力の活用や新規採用職員の安定的・計画的な確保等を念頭

に置いた中長期的な人事管理に意を用いる必要がある。また、定年の引上げに当たっては、本県の実情も踏まえ、国や他の都道府県の動向にも注視しつつ検討を進める必要がある。

- (7) 会計年度任用職員は、従来の臨時・非常勤職員が本来の制度の趣旨に沿わない任用が行われている実態が見られたことから、適正な任用・勤務条件の確保を図るため地方公務員法等を改正し、制度化されたものである。

国は、今回の法改正により統一的な取扱いを定め、地方公共団体に積極的に情報提供を行っているところであり、各任命権者は、こうした国の動向を注視しつつ、昨年来取り組んできた実態調査の結果も踏まえ、改正法が施行される平成32年4月に向けて、適切な制度設計に努めるとともに円滑な運用に向けて取り組む必要がある。

- (8) 県行政は、県民の信頼のもとに成り立つものであり、職員の服務規律の確保が不可欠である。

多くの職員は、県民の期待と信頼に応えるべく真摯に職務に取り組んでいるが、依然として不祥事が発生している状況にあり、このような一部の職員による非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

各任命権者においては、県民の信頼に応えるために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

また、各職員においても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たすことが求められる。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	22.3	12.1	—	65.6
課 長 級	22.7	9.5	—	67.8

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
					定期昇給 実施		
係 員	90.5	90.5	19.6	5.0	65.9	0.0	9.5
課 長 級	88.2	85.1	19.9	6.4	58.8	3.1	11.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間給与との較差（月例給）

民間給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
344,197円	343,694円	503円 (0.15%)

別表第4 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期〔A1〕	円 314,374	円 379,753	円 280,139
	上半期〔A2〕	円 316,856	円 381,147	円 281,423
特別給の支給額	下半期〔B1〕	円 655,297	円 832,466	円 529,480
	上半期〔B2〕	円 656,553	円 866,023	円 528,454
特別給の支給割合	下半期 $\frac{B1}{A1}$	月分 2.09	月分 2.19	月分 1.89
	上半期 $\frac{B2}{A2}$	月分 2.07	月分 2.27	月分 1.88
年 間 の 平 均		4.16月分	4.46月分	

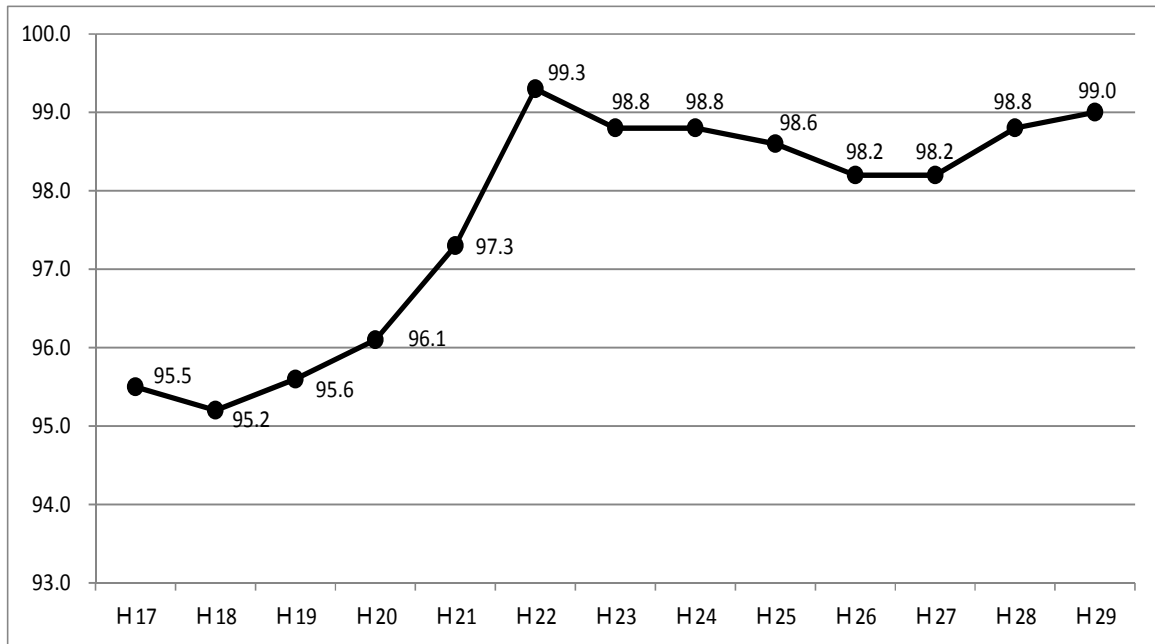
(注) 1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。

3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

別表第5 ラスパイレス指数の推移



- (注) 1 平成17年から平成21年までの間、本県では独自の給与カットを実施しており、この間のラスパイレス指数は、カット後の数値である。
 2 平成24年及び平成25年は、国の給与カットがないものとした場合の参考数値である。

別表第6 平均給料月額

(単位: 百円、%)

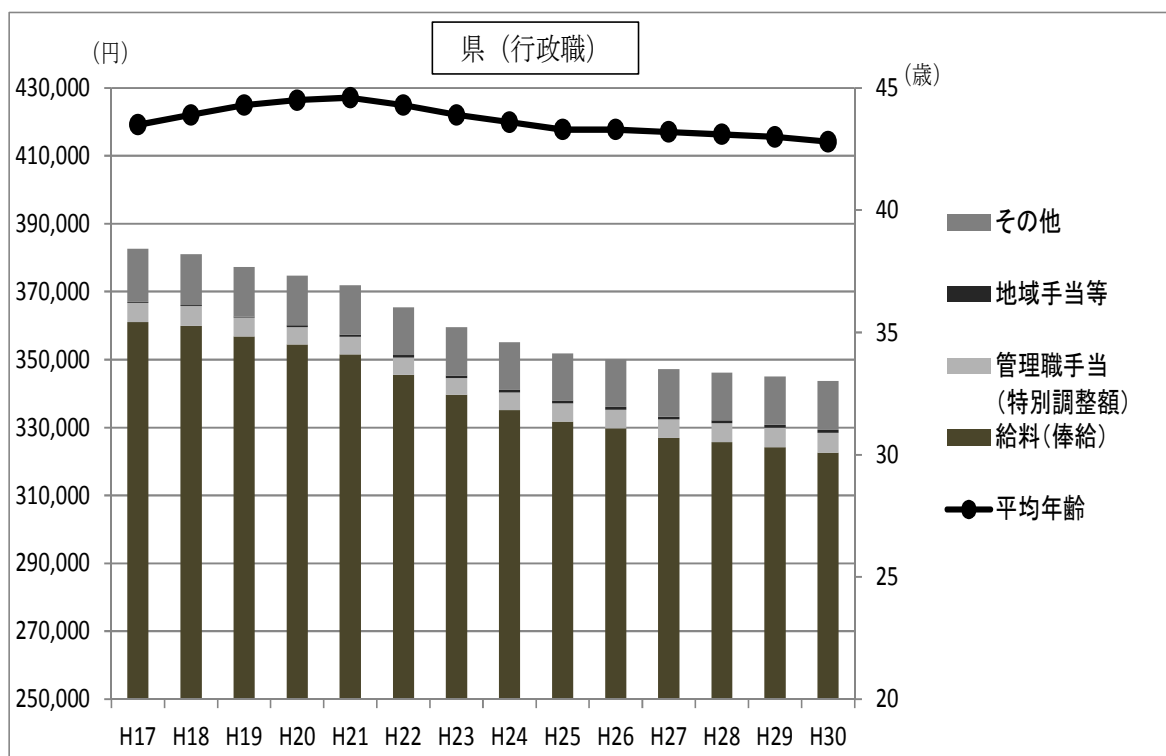
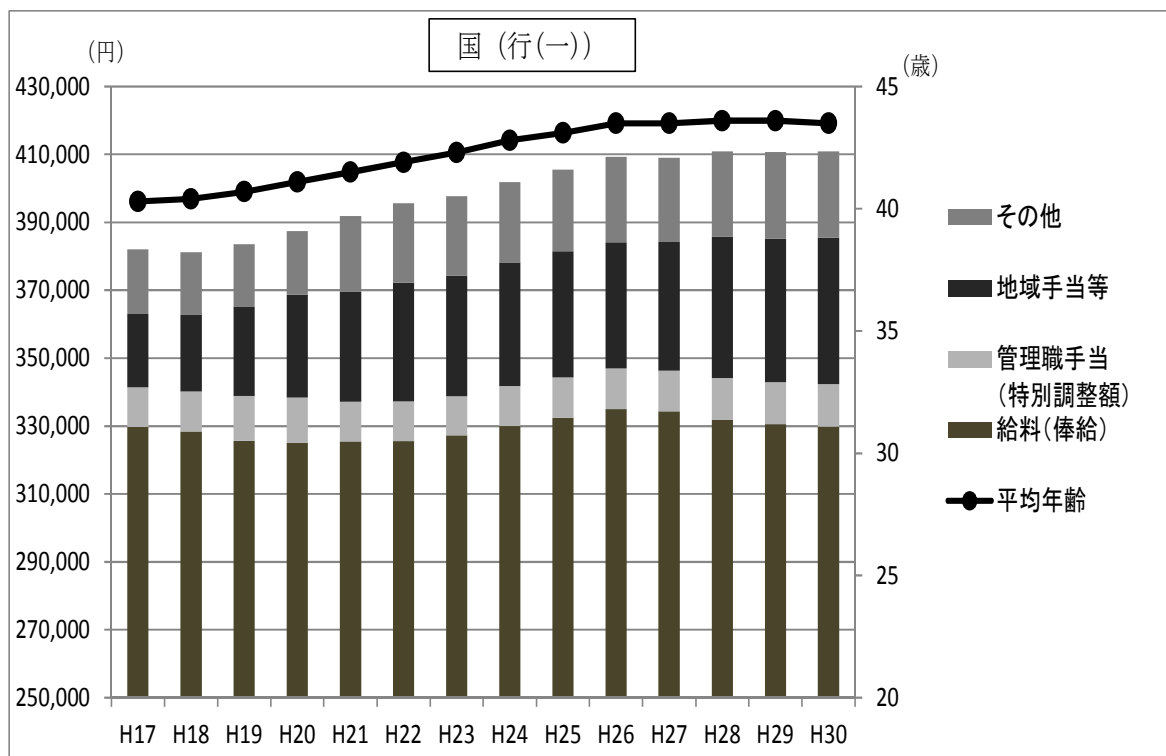
	H26 改定後	総合的 見直し後	H27 改定後	H28 改定後	H29 改定後	H30 改定後
県(行政)	3,285	3,285	3,266	3,250	3,241	3,223
国(行(一))	3,358	3,289	3,288	3,285	3,279	3,279
差額	▲73	▲4	▲22	▲35	▲38	▲55
率	▲2.18	▲0.14	▲0.67	▲1.07	▲1.16	▲1.69

別表第7 給料表の水準 (全級号給の合計額)

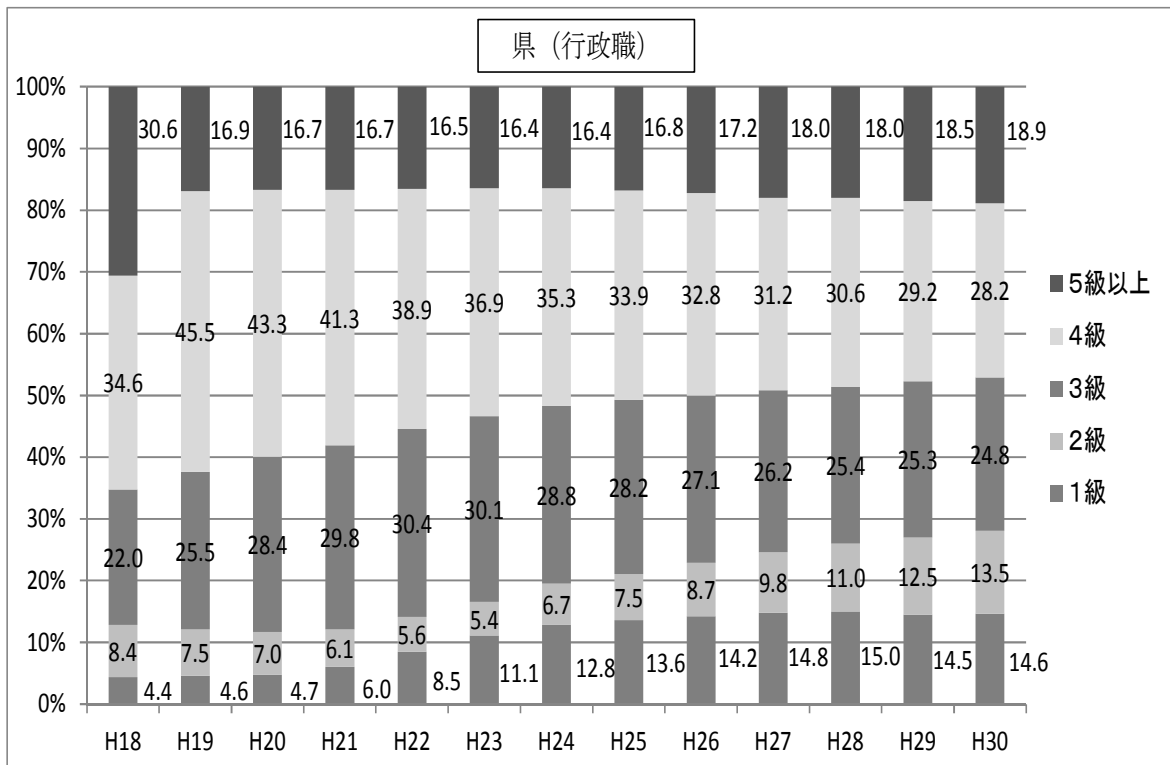
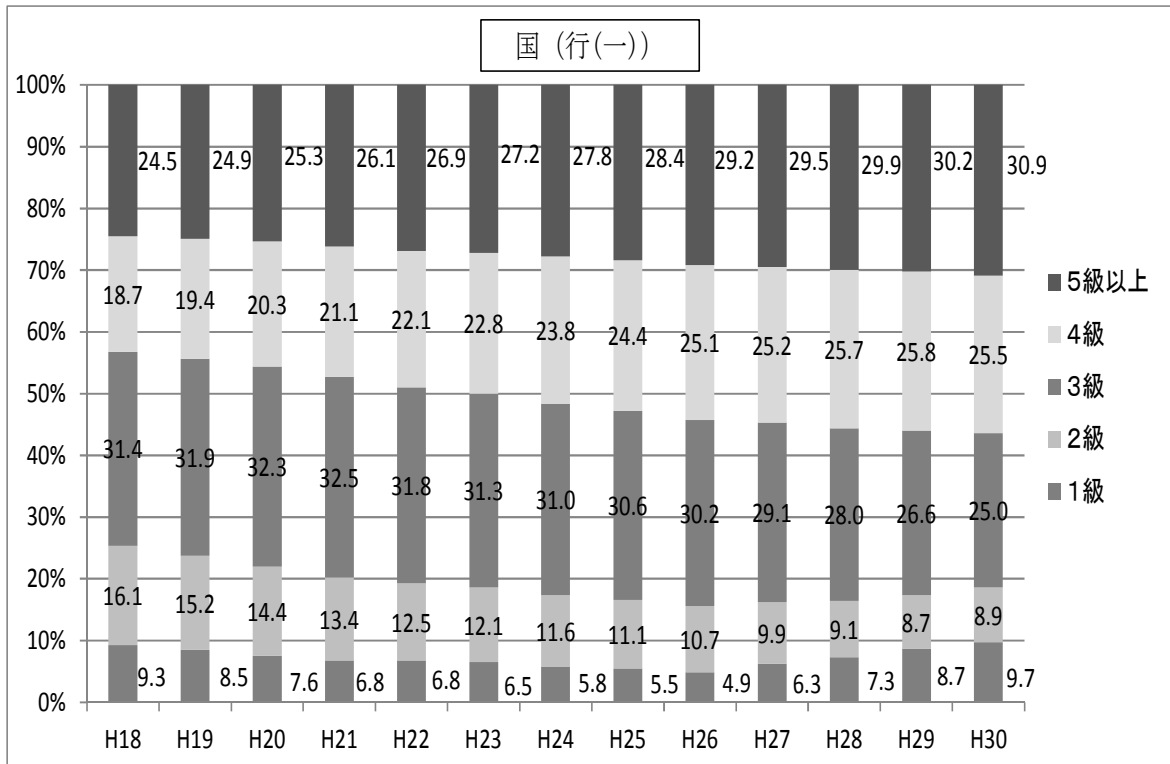
(単位: 百円、%)

	H26 改定後	総合的 見直し後	H27 改定後	H28 改定後	H29 改定後	H30 改定後
県(行政)	2,466,062	2,466,062	2,468,359	2,468,359	2,472,203	2,475,217
国(行(一))	2,465,721	2,420,005	2,429,684	2,434,362	2,438,578	2,442,833
差額	341	46,057	38,675	33,997	33,625	32,384
率	0.01	1.90	1.59	1.40	1.38	1.33

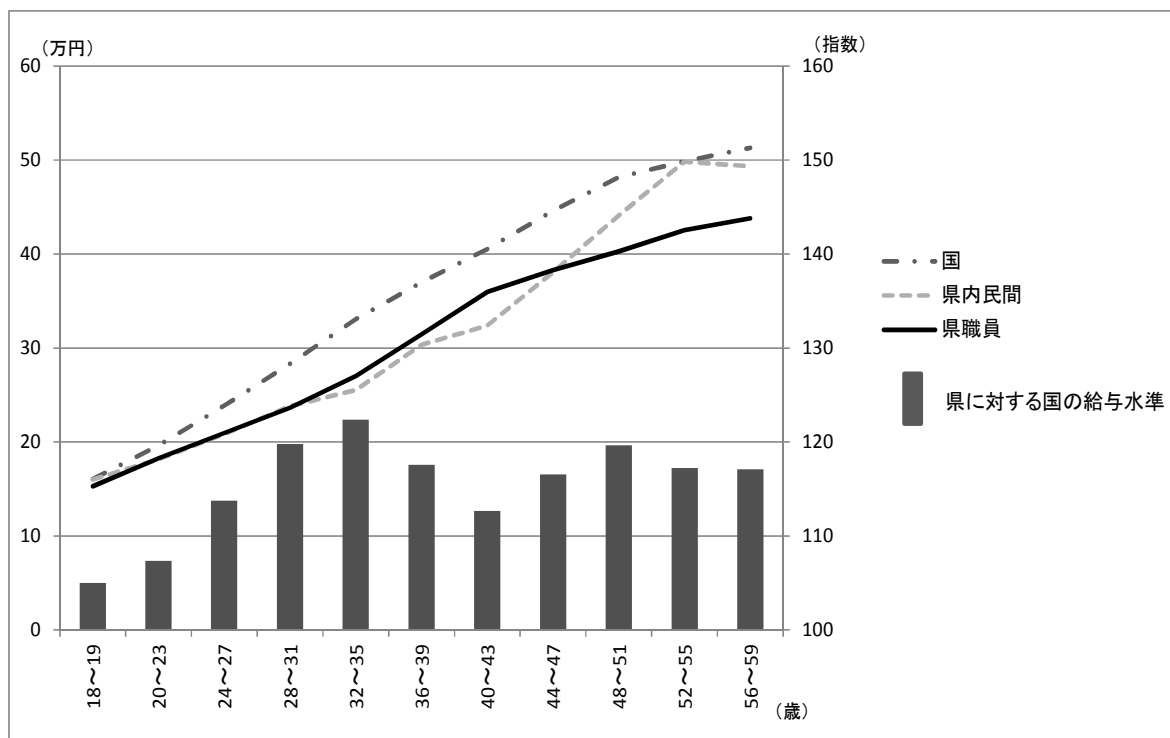
別表第8 平均給与月額及び平均年齢の推移



別表第9 職務の級別人員分布



別表第10 年代別の平均給与月額（平成28年～平成30年の3年平均）



- (注) 1 「県に対する国の給与水準」とは、本県を100として指数化した国の給与水準である。
 2 職員の在職実態を踏まえた比較が可能となるよう、職員が在級しない部分の民間の従業員は除外して比較した。
 (除外した民間従業員の例)
 ・ 1級に該当する民間の30歳台半ば以上の従業員
 ・ 6級に該当する民間の40歳台半ばまでの従業員

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 改定の内容

(1) 現行の給料表を、別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする日直勤務のうち、職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるものは7,400円、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるものは6,100円（執務時間が通常の日直勤務の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ6,600円、31,500円、11,100円、9,150円）とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成30年12月期の支給割合

(ア) 勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げ

る月数分とすること。

a 再任用職員以外の職員 0.825月分（特定幹部職員にあつては、1.025月分）

b 再任用職員 0.415月分（特定幹部職員にあつては、0.515月分）

(イ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員等」という。）に対して支給される期末手当の支給割合を、1.59月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

(ア) 勤勉手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

a 再任用職員以外の職員 0.8月分（特定幹部職員にあつては、1.0月分）

b 再任用職員 0.4月分（特定幹部職員にあつては、0.5月分）

(イ) 期末手当の支給割合を、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる月数分とすること。

a 再任用職員以外の職員 1.275月分（特定幹部職員にあつては、1.075月分）

b 再任用職員

(a) 6月期の支給割合 0.687月分（特定幹部職員にあつては、0.587月分）

(b) 12月期の支給割合 0.688月分（特定幹部職員にあつては、0.588月分）

c 特定任期付職員等 1.57月分

2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては、平成30年12月1日から、1の(2)及び(4)のイについては、平成31年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	191,800	227,300	264,100	291,100	322,100	367,200	413,700	467,400
	2	143,000	193,500	229,100	266,200	293,400	324,400	369,800	416,200	470,500
	3	144,200	195,300	230,900	268,200	295,700	326,700	372,400	418,700	473,600
	4	145,300	197,100	232,700	270,300	298,000	328,900	375,000	421,200	476,700
	5	146,400	198,700	234,300	272,200	299,900	331,200	377,200	423,500	479,700
	6	147,500	200,400	236,100	274,300	302,200	333,300	379,700	425,900	482,800
	7	148,600	202,100	237,900	276,400	304,500	335,400	382,200	428,300	485,900
	8	149,700	203,800	239,600	278,500	306,800	337,600	384,500	430,700	489,000
	9	150,800	205,600	241,200	280,500	308,800	339,800	387,100	433,000	492,000
	10	152,200	207,100	242,900	282,600	311,100	341,900	389,800	435,300	495,100
	11	153,500	208,800	244,600	284,700	313,400	344,100	392,500	437,600	498,200
	12	154,700	210,500	246,400	286,800	315,600	346,300	395,200	439,800	501,300
	13	156,000	211,900	247,900	288,700	317,800	348,200	397,800	442,000	504,300
	14	157,500	213,700	249,700	290,800	320,000	350,300	400,100	444,000	506,700
	15	159,000	215,600	251,400	292,900	322,100	352,400	402,400	446,000	509,100
	16	160,600	217,500	253,000	295,000	324,300	354,500	404,800	448,000	511,500
	17	161,900	219,300	254,400	296,900	326,400	356,400	407,100	450,000	514,000
	18	163,300	221,000	256,400	299,000	328,400	358,400	409,200	451,800	515,500
	19	164,800	222,800	258,400	301,100	330,500	360,400	411,300	453,600	517,000
	20	166,300	224,600	260,400	303,100	332,500	362,100	413,400	455,400	518,500
	21	167,700	226,100	262,100	305,200	334,500	364,200	415,500	457,200	519,700
	22	170,400	228,000	264,000	307,300	336,600	366,100	417,500	458,700	521,200
	23	173,000	229,800	265,900	309,300	338,700	368,100	419,500	460,200	522,700
	24	175,600	231,600	267,700	311,400	340,800	370,100	421,500	461,700	524,200
	25	178,300	233,100	269,600	313,300	342,400	372,200	423,600	463,200	525,500
	26	180,000	234,700	271,500	315,300	344,400	374,200	425,200	464,600	526,700
	27	181,700	236,300	273,400	317,400	346,400	376,200	426,800	466,000	527,900
	28	183,400	238,000	275,300	319,500	348,200	378,200	428,400	467,300	529,100
	29	184,900	239,200	277,000	321,400	350,100	380,200	430,100	468,500	530,300
	30	186,600	240,600	278,900	323,500	352,000	382,100	431,400	469,300	531,200
	31	188,400	242,000	280,800	325,600	353,900	384,000	432,700	470,100	532,100
	32	190,200	243,400	282,700	327,700	355,800	385,800	434,000	470,900	533,000
	33	191,800	244,600	284,200	329,300	357,700	387,600	435,300	471,700	533,800
	34	193,200	246,000	286,100	331,300	359,500	389,300	436,600	472,500	534,700
	35	194,700	247,500	288,000	333,400	361,300	391,000	437,900	473,300	535,600
	36	196,200	249,000	289,800	335,300	363,000	392,700	439,100	474,100	536,500
	37	197,500	250,000	291,500	337,200	364,900	394,400	440,400	474,900	537,400
	38	198,700	251,600	293,300	339,200	366,300	395,600	441,300	475,700	538,300
	39	199,900	253,200	295,000	341,200	367,800	396,800	442,200	476,500	539,200
40	201,100	254,800	296,800	343,200	369,300	398,000	443,100	477,300	540,100	

41	202,400	256,100	298,600	345,100	370,800	399,100	443,900	478,100	541,000
42	203,500	257,500	300,200	347,000	372,000	400,300	444,700	478,800	
43	204,700	258,900	301,900	348,900	373,200	401,500	445,500	479,600	
44	206,000	260,300	303,600	350,800	374,400	402,700	446,300	480,400	
45	207,200	261,400	305,200	352,700	375,400	403,700	447,100	481,200	
46	208,300	262,800	306,900	354,300	376,300	404,400	447,900		
47	209,600	264,200	308,600	355,900	377,200	405,100	448,700		
48	210,800	265,600	310,300	357,500	378,100	405,800	449,500		
49	212,000	266,700	311,500	359,200	379,100	406,600	450,100		
50	212,800	267,900	313,100	360,400	379,900	407,300	450,900		
51	213,800	269,200	314,700	361,600	380,700	408,000	451,700		
52	214,900	270,400	316,100	362,700	381,500	408,700	452,500		
53	216,000	271,500	317,800	363,700	382,400	409,500	453,100		
54	216,900	272,800	319,400	364,800	383,100	410,200	453,900		
55	217,800	274,000	321,000	365,800	383,800	410,900	454,700		
56	218,700	275,300	322,600	366,900	384,500	411,600	455,500		
57	219,400	276,400	324,100	367,800	385,200	412,300	456,100		
58	220,200	277,400	325,300	368,500	385,800	413,000	456,900		
59	221,000	278,500	326,500	369,200	386,500	413,700	457,700		
60	221,900	279,600	327,700	369,900	387,200	414,400	458,500		
61	222,500	280,700	328,800	370,500	387,700	415,000	459,100		
62	223,400	281,700	329,800	371,200	388,400	415,700			
63	224,300	282,700	330,700	371,900	389,100	416,400			
64	225,200	283,700	331,700	372,600	389,800	417,100			
65	225,700	284,400	332,600	373,100	390,300	417,600			
66	226,600	285,300	333,400	373,800	391,000	418,200			
67	227,500	286,200	334,200	374,500	391,700	418,900			
68	228,400	286,900	335,000	375,200	392,400	419,600			
69	228,900	287,900	335,900	375,700	392,900	420,100			
70	229,700	288,700	336,600	376,400	393,600	420,800			
71	230,500	289,500	337,300	377,100	394,300	421,500			
72	231,300	290,300	338,000	377,800	395,000	422,200			
73	232,000	291,100	338,500	378,300	395,500	422,700			
74	232,700	291,600	339,100	379,000	396,200	423,400			
75	233,400	292,100	339,700	379,700	396,900	424,100			
76	234,100	292,600	340,300	380,400	397,600	424,800			
77	234,700	293,000	340,700	380,900	398,000	425,300			
78	235,500	293,400	341,200	381,500	398,700				
79	236,300	293,800	341,700	382,100	399,400				
80	237,100	294,200	342,200	382,700	400,100				
81	237,600	294,500	342,700	383,400	400,600				
82	238,300	294,900	343,200	384,000	401,300				
83	239,000	295,300	343,700	384,600	402,000				
84	239,600	295,700	344,200	385,200	402,700				
85	240,400	296,000	344,700	385,800	403,200				
86	241,100	296,400	345,200	386,400					
87	241,700	296,800	345,700	387,000					
88	242,400	297,200	346,200	387,600					

	89	243,100	297,500	346,600	388,300					
	90	243,500	297,900	347,100	388,900					
	91	244,000	298,300	347,600	389,500					
	92	244,500	298,700	348,100	390,100					
	93	244,700	298,900	348,400	390,800					
	94		299,300	348,900						
	95		299,700	349,400						
	96		300,100	349,900						
	97		300,300	350,200						
	98		300,700	350,700						
	99		301,100	351,200						
	100		301,500	351,700						
	101		301,700	352,000						
	102		302,100	352,400						
	103		302,500	352,800						
	104		302,900	353,200						
	105		303,100	353,700						
	106		303,500	354,100						
	107		303,900	354,500						
	108		304,300	354,900						
	109		304,500	355,400						
	110		304,900	355,800						
	111		305,300	356,200						
	112		305,700	356,600						
	113		305,900	357,100						
	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	142,100	191,500	278,500	334,000	393,400
	2	143,200	193,900	281,100	336,200	396,200
	3	144,400	196,300	283,800	338,400	399,100
	4	145,500	198,700	286,500	340,600	401,900
	5	146,600	201,200	288,800	342,400	404,300
	6	147,900	203,500	291,500	344,500	407,000
	7	149,200	205,800	294,200	346,600	409,800
	8	150,500	208,100	296,900	348,700	412,300
	9	151,600	210,200	299,300	350,600	415,000
	10	153,300	212,300	302,000	352,700	417,800
	11	154,900	214,600	304,800	354,800	420,600
	12	156,500	216,800	307,600	356,800	423,400
	13	158,000	219,000	310,000	358,900	426,300
	14	159,900	221,300	312,800	360,800	429,100
	15	161,800	223,600	315,600	362,700	431,900
	16	163,800	226,000	318,400	364,700	434,700
	17	165,600	228,300	320,800	366,500	437,600
	18	167,700	231,000	323,100	368,400	440,300
	19	169,900	233,800	325,400	370,400	443,100
	20	172,000	236,600	327,700	372,300	445,900
	21	174,200	239,300	329,900	374,200	448,800
	22	176,600	241,900	332,000	376,100	451,500
	23	178,900	244,600	334,000	378,100	454,200
	24	181,200	247,300	336,100	380,100	456,900
	25	183,300	250,100	338,100	381,700	459,700
	26	185,400	252,700	340,000	383,500	462,300
	27	187,500	255,300	341,900	385,400	464,900
	28	189,600	257,900	343,700	387,100	467,400
	29	191,600	260,400	345,700	389,000	470,000
	30	193,200	262,700	347,400	391,000	472,600
	31	195,000	265,000	349,000	393,000	475,200
	32	196,800	267,300	350,700	395,000	477,800
	33	198,600	269,300	352,100	396,800	480,100
	34	200,400	271,500	353,500	398,600	482,600
	35	202,300	273,800	355,000	400,200	485,100
	36	204,100	276,100	356,400	402,000	487,600
	37	205,800	278,000	357,800	403,700	490,200
	38	207,600	279,800	359,100	405,300	492,700
	39	209,500	281,600	360,500	406,900	495,200
40	211,300	283,400	361,900	408,500	497,700	

41	213,200	284,800	362,900	410,100	500,300
42	215,000	286,100	364,000	411,700	502,600
43	216,800	287,300	365,300	413,300	504,900
44	218,700	288,500	366,300	414,900	507,200
45	220,600	289,200	367,600	416,500	509,300
46	222,400	290,500	368,900	418,100	510,900
47	224,400	291,800	370,200	419,700	512,500
48	226,300	293,100	371,500	421,300	514,100
49	228,100	294,300	372,600	422,700	515,800
50	230,000	295,600	373,900	424,200	517,300
51	232,000	296,900	375,200	425,700	518,700
52	233,900	298,200	376,500	427,200	520,200
53	235,500	299,200	377,600	428,700	521,500
54	237,400	300,500	378,700	430,100	522,700
55	239,300	301,800	379,800	431,500	523,900
56	241,200	303,100	380,900	432,900	525,100
57	242,800	304,000	381,800	434,100	526,300
58	244,100	305,200	382,700	435,500	527,300
59	245,400	306,400	383,600	436,900	528,300
60	246,800	307,500	384,500	438,300	529,300
61	247,800	308,600	385,200	439,400	530,400
62	249,100	309,700	386,000	440,400	531,300
63	250,300	310,700	386,900	441,400	532,200
64	251,600	311,800	387,800	442,400	533,100
65	252,800	312,900	388,500	443,300	534,000
66	254,100	313,900	389,300	444,200	534,900
67	255,300	315,000	390,100	445,100	535,800
68	256,500	316,000	390,900	446,000	536,700
69	257,500	317,200	391,700	446,700	537,700
70	259,000	318,200	392,400	447,600	538,600
71	260,500	319,300	393,100	448,500	539,500
72	262,000	320,400	393,800	449,400	540,400
73	263,200	321,300	394,600	450,100	541,400
74	264,600	322,300	395,300		
75	266,000	323,400	396,000		
76	267,400	324,300	396,700		
77	268,300	325,400	397,500		
78	269,600	326,400	398,100		
79	270,900	327,400	398,800		
80	272,200	328,400	399,500		
81	273,400	329,500	400,200		
82	274,700	330,300	400,900		
83	276,000	331,000	401,600		
84	277,200	331,800	402,300		
85	278,400	332,700	402,900		
86	279,700	333,300	403,600		
87	280,900	333,900	404,300		
88	282,200	334,500	405,000		

	89	283,200	334,900	405,600		
	90	284,300	335,500			
	91	285,500	336,100			
	92	286,600	336,700			
	93	287,700	337,100			
	94	288,600	337,600			
	95	289,600	338,100			
	96	290,600	338,600			
	97	291,100	339,200			
	98	292,000	339,700			
	99	292,900	340,200			
	100	293,600	340,700			
	101	294,500	341,300			
	102	295,200	341,800			
	103	295,900	342,300			
	104	296,600	342,800			
	105	297,400	343,400			
	106	297,900	343,900			
	107	298,400	344,400			
	108	298,900	344,900			
	109	299,400	345,500			
	110	299,800	346,000			
	111	300,200	346,500			
	112	300,600	347,000			
	113	301,000	347,600			
	114	301,400	348,100			
	115	301,800	348,600			
	116	302,200	349,100			
	117	302,600	349,700			
	118	303,000	350,200			
	119	303,400	350,700			
	120	303,800	351,200			
	121	304,100	351,800			
再任用職員		217,000	262,700	288,700	332,100	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	246,300	329,800	394,500	469,400
	2	248,800	332,600	397,400	471,700
	3	251,300	335,600	400,100	473,900
	4	253,800	338,600	403,000	476,200
	5	256,200	341,400	405,600	478,300
	6	259,900	344,400	408,300	480,400
	7	263,700	347,500	411,000	482,500
	8	267,500	350,600	413,800	484,700
	9	271,100	353,400	416,200	486,900
	10	275,000	356,400	418,900	489,000
	11	279,000	359,500	421,600	491,100
	12	283,000	362,500	424,200	492,900
	13	286,900	365,500	426,700	495,000
	14	290,900	369,100	429,100	497,100
	15	294,900	372,800	431,500	499,200
	16	298,900	376,500	434,000	501,200
	17	302,600	379,900	436,200	503,300
	18	306,100	382,700	438,500	505,300
	19	309,600	385,300	440,900	507,300
	20	313,100	388,100	443,300	509,300
	21	316,600	390,900	445,400	511,100
	22	320,100	393,400	447,800	513,000
	23	323,500	395,900	450,100	514,900
	24	326,900	398,500	452,500	516,800
	25	330,100	400,700	454,700	518,500
	26	332,500	403,000	457,000	520,300
	27	334,900	405,300	459,200	522,100
	28	337,400	407,500	461,500	523,900
	29	339,900	409,900	463,500	525,800
	30	342,100	411,900	465,700	527,600
	31	344,300	413,900	467,900	529,400
	32	346,600	416,000	470,200	531,200
	33	348,800	418,100	472,200	533,000
	34	351,200	420,000	474,300	534,800
	35	353,700	422,000	476,400	536,600
	36	356,200	424,000	478,200	538,400
	37	358,400	425,900	480,300	540,100
	38	360,800	427,900	482,100	541,700
	39	363,000	429,800	483,900	543,300
40	365,400	431,800	485,600	544,700	

41	367,600	433,800	487,300	546,300
42	369,000	435,600	489,100	547,700
43	370,400	437,300	490,900	549,100
44	371,900	439,100	492,700	550,500
45	373,300	440,800	494,300	551,700
46	374,800	442,500	496,100	552,700
47	376,300	444,200	497,900	553,700
48	377,700	446,000	499,700	554,700
49	379,000	447,800	501,300	555,800
50	379,900	449,600	502,600	556,700
51	380,800	451,400	503,900	557,600
52	381,800	452,900	505,200	558,500
53	382,800	454,800	506,500	559,400
54	383,600	456,000	507,800	560,300
55	384,500	457,200	509,100	561,200
56	385,400	458,300	510,400	562,100
57	386,200	459,500	511,600	563,000
58	387,100	460,500	512,500	563,900
59	387,900	461,500	513,400	564,800
60	388,800	462,500	514,300	565,700
61	389,600	463,400	515,200	566,600
62	390,100	464,100	516,100	567,500
63	390,500	464,800	517,000	568,400
64	391,000	465,500	517,700	569,300
65	391,200	466,200	518,600	570,200
66		466,900	519,500	
67		467,600	520,400	
68		468,300	521,300	
69		468,800	522,200	
70		469,500	523,100	
71		470,200	524,000	
72		470,900	524,900	
73		471,400	525,700	
74		472,100	526,600	
75		472,800	527,500	
76		473,500	528,400	
77		474,000	529,200	
78		474,600	530,100	
79		475,200	531,000	
80		475,600	531,900	
81		476,200	532,700	
82		476,800	533,600	
83		477,400	534,500	
84		478,000	535,400	
85		478,500	536,200	
86		479,100	537,100	
87		479,700	538,000	
88		480,300	538,900	

	89		480,800	539,700	
	90		481,400		
	91		482,000		
	92		482,600		
	93		483,100		
	94		483,700		
	95		484,300		
	96		484,900		
	97		485,400		
再任用職員		294,900	337,300	391,700	464,800

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,600	184,400	218,600	245,800	281,700	330,100	375,900
	2	148,000	186,000	220,100	247,400	283,900	332,200	378,600
	3	149,400	187,600	221,600	248,900	286,100	334,300	381,300
	4	150,800	189,200	223,200	250,400	288,300	336,500	384,000
	5	152,000	190,700	224,700	251,700	290,400	338,600	386,600
	6	153,800	192,200	226,200	253,100	292,600	340,700	389,300
	7	155,500	193,800	227,900	254,500	294,800	342,900	392,000
	8	157,100	195,400	229,500	256,000	297,000	345,100	394,700
	9	158,800	197,000	231,100	257,200	298,900	347,000	397,300
	10	160,500	198,600	232,700	258,700	301,100	349,200	399,700
	11	162,200	200,300	234,400	260,100	303,300	351,400	402,100
	12	164,000	202,000	236,100	261,400	305,500	353,600	404,600
	13	165,500	203,600	237,800	262,600	307,600	355,300	406,900
	14	167,400	205,100	239,400	264,500	309,700	357,300	409,100
	15	169,400	206,600	240,900	266,400	311,800	359,300	411,300
	16	171,200	208,100	242,400	268,200	313,800	361,100	413,500
	17	173,100	209,600	243,800	269,700	316,000	363,100	415,600
	18	175,000	211,000	245,200	271,600	318,100	365,200	417,700
	19	176,900	212,700	246,600	273,500	320,100	367,200	419,800
	20	178,800	214,300	248,100	275,400	322,200	369,300	421,900
	21	180,700	215,800	249,300	277,100	324,300	371,200	423,800
	22	182,200	217,200	250,800	279,000	326,200	373,300	425,400
	23	183,700	218,800	252,100	280,900	328,200	375,400	427,000
	24	185,200	220,300	253,400	282,800	330,200	377,500	428,600
	25	186,800	221,900	254,600	284,600	332,100	379,400	430,200
	26	188,200	223,300	256,300	286,500	334,100	381,300	431,500
	27	189,700	224,800	258,000	288,400	336,100	383,200	432,800
	28	191,200	226,300	259,700	290,300	338,100	385,100	434,100
	29	192,800	227,900	261,200	292,100	339,800	386,900	435,500
	30	194,000	229,500	263,000	294,000	341,600	388,700	436,800
	31	195,300	231,100	264,800	295,900	343,400	390,500	438,100
	32	196,600	232,700	266,600	297,700	345,000	392,300	439,300
	33	198,000	234,200	268,000	299,500	346,800	393,900	440,700
	34	199,300	235,600	269,800	301,300	348,700	395,200	442,000
	35	200,600	237,000	271,600	303,000	350,600	396,500	443,300
	36	201,900	238,500	273,400	304,800	352,500	397,800	444,600
	37	203,000	239,800	274,900	306,400	354,300	398,900	446,000
	38	204,100	241,300	276,600	308,000	356,000	400,100	446,800
	39	205,300	242,800	278,300	309,700	357,700	401,200	447,600
40	206,600	244,300	280,000	311,400	359,400	402,400	448,400	

41	207,700	245,500	281,500	313,100	361,000	403,500	449,000
42	208,800	246,900	283,200	314,800	362,300	404,300	449,800
43	209,900	248,200	284,900	316,500	363,600	405,100	450,600
44	211,100	249,500	286,500	318,200	364,900	405,900	451,400
45	212,300	250,600	288,200	319,400	366,100	406,500	452,000
46	213,200	252,200	289,900	320,900	367,300	407,200	452,800
47	214,200	253,800	291,500	322,400	368,500	407,900	453,600
48	215,300	255,400	293,200	323,800	369,700	408,600	454,400
49	216,300	256,900	294,600	325,300	370,900	409,400	455,000
50	217,200	258,300	296,100	326,600	371,900	410,100	455,800
51	218,100	259,700	297,700	327,900	372,900	410,800	456,600
52	219,000	261,100	299,300	329,200	373,900	411,500	457,400
53	219,700	262,200	300,600	330,300	374,700	412,200	458,000
54	220,500	263,600	302,100	331,300	375,600	412,900	
55	221,300	265,000	303,600	332,400	376,500	413,600	
56	222,200	266,400	305,100	333,500	377,400	414,300	
57	222,800	267,300	306,400	334,300	378,200	414,900	
58	223,600	268,600	307,700	335,300	379,000	415,600	
59	224,400	269,900	309,000	336,300	379,800	416,300	
60	225,200	271,100	310,200	337,300	380,600	417,000	
61	225,900	272,200	311,500	338,100	381,200	417,500	
62	226,800	273,500	312,800	338,800	381,900	418,100	
63	227,700	274,700	314,100	339,500	382,600	418,800	
64	228,600	276,000	315,400	340,200	383,300	419,500	
65	229,000	277,100	316,800	340,900	383,900	420,000	
66	229,900	278,100	317,600	341,600	384,600		
67	230,800	279,200	318,400	342,300	385,300		
68	231,700	280,300	319,200	343,000	386,000		
69	232,300	281,300	320,100	343,700	386,500		
70	233,000	282,400	320,900	344,300	387,100		
71	233,700	283,500	321,700	344,900	387,700		
72	234,400	284,600	322,500	345,500	388,300		
73	235,000	285,400	323,300	346,000	389,000		
74	235,800	286,100	323,900	346,600	389,600		
75	236,600	286,800	324,500	347,200	390,200		
76	237,400	287,400	325,100	347,800	390,800		
77	237,800	288,200	325,800	348,300	391,500		
78	238,400	288,800	326,300	348,800	392,100		
79	239,000	289,400	326,800	349,300	392,700		
80	239,500	290,000	327,300	349,800	393,300		
81	240,000	290,700	327,900	350,200	394,000		
82	240,400	291,200	328,400	350,600	394,600		
83	240,700	291,700	328,900	351,000	395,200		
84	241,100	292,200	329,400	351,400	395,800		
85	241,500	292,600	330,000	351,900	396,500		
86		292,900	330,400	352,300			
87		293,200	330,700	352,700			
88		293,500	331,100	353,100			

	89		293,900	331,600	353,600			
	90		294,200	332,000	354,000			
	91		294,500	332,400	354,400			
	92		294,800	332,800	354,800			
	93		295,200	333,300	355,300			
	94		295,500	333,600	355,700			
	95		295,800	334,000	356,100			
	96		296,100	334,400	356,500			
	97		296,500	334,600	357,000			
	98		296,800	335,000	357,400			
	99		297,100	335,400	357,800			
	100		297,400	335,800	358,200			
	101		297,800	336,000	358,700			
	102		298,100	336,400	359,100			
	103		298,400	336,800	359,500			
	104		298,700	337,200	359,900			
	105		299,000	337,400	360,400			
	106			337,800				
	107			338,200				
	108			338,600				
	109			338,800				
	110			339,200				
	111			339,600				
	112			340,000				
	113			340,200				
再任用職員		188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,400	187,600	235,800	259,200	287,900	333,500
	2	161,800	189,700	237,500	260,000	289,900	335,700
	3	163,300	191,800	239,100	261,100	291,700	337,800
	4	164,700	193,800	240,600	262,200	293,700	339,900
	5	166,100	195,900	242,100	263,200	295,500	342,100
	6	167,600	198,300	243,500	264,500	297,400	344,200
	7	169,100	200,600	244,900	265,700	299,200	346,400
	8	170,600	202,900	246,200	266,800	301,100	348,500
	9	171,900	205,300	247,600	268,100	303,100	350,300
	10	173,600	206,700	248,900	269,200	305,000	352,300
	11	175,200	208,000	250,200	270,600	306,700	354,200
	12	176,800	209,400	251,400	272,200	308,600	356,200
	13	178,300	210,800	252,600	273,800	310,400	358,400
	14	180,300	212,300	253,700	275,300	312,200	360,300
	15	182,300	213,800	254,800	276,800	313,800	362,400
	16	184,300	215,200	255,900	278,300	315,600	364,500
	17	186,500	216,600	256,900	279,900	317,500	366,600
	18	188,600	218,100	258,000	281,400	319,100	368,700
	19	190,700	219,600	259,100	282,700	320,800	370,800
	20	192,700	221,000	260,000	284,200	322,500	372,900
	21	194,800	222,400	261,100	285,800	324,100	375,100
	22	197,000	224,100	262,400	287,400	325,700	377,300
	23	199,200	225,800	263,500	288,900	327,200	379,500
	24	201,400	227,400	264,800	290,500	328,700	381,700
	25	203,500	228,800	266,100	291,900	330,400	383,700
	26	204,800	230,400	267,600	293,700	331,800	385,700
	27	206,000	231,900	269,000	295,300	333,400	387,700
	28	207,300	233,300	270,500	297,100	334,900	389,700
	29	208,500	235,000	272,100	298,700	336,400	391,700
	30	209,800	236,400	273,700	300,400	337,900	393,600
	31	211,100	237,800	275,100	301,900	339,300	395,500
	32	212,300	239,200	276,700	303,600	340,800	397,400
	33	213,600	240,600	278,300	305,100	342,500	399,100
	34	214,900	242,000	279,800	306,600	343,900	400,800
	35	216,200	243,300	281,200	308,200	345,500	402,600
	36	217,400	244,500	282,700	309,800	347,100	404,400
	37	218,800	245,700	284,300	311,300	348,800	406,300
	38	220,200	246,900	285,800	312,900	350,400	408,100
	39	221,600	248,100	287,100	314,400	352,000	409,900
40	222,900	249,300	288,600	315,900	353,600	411,700	

41	223,900	250,300	290,200	317,500	355,200	413,400
42	225,200	251,400	291,800	318,900	356,800	415,100
43	226,500	252,500	293,200	320,400	358,400	416,800
44	227,600	253,500	294,800	321,800	360,000	418,400
45	228,900	254,600	296,200	323,100	361,600	419,900
46	230,200	255,900	297,600	324,500	363,100	421,500
47	231,700	257,000	299,100	325,800	364,600	423,100
48	233,100	258,200	300,600	327,300	366,000	424,700
49	234,300	259,500	301,900	328,600	367,500	426,400
50	235,700	260,700	303,300	329,800	368,900	428,000
51	237,000	261,800	304,600	331,100	370,300	429,600
52	238,200	263,000	305,900	332,500	371,700	431,200
53	239,400	264,400	307,400	333,900	373,200	432,700
54	240,600	266,000	308,700	335,300	374,400	434,200
55	241,800	267,400	310,100	336,700	375,600	435,700
56	243,000	268,900	311,400	338,100	376,800	437,200
57	244,100	270,500	312,600	339,300	378,100	438,500
58	245,300	272,100	313,900	340,700	379,100	439,400
59	246,400	273,600	315,100	342,100	380,100	440,300
60	247,400	275,200	316,500	343,500	381,100	441,200
61	248,500	276,800	317,700	344,700	381,900	442,100
62	249,700	278,300	318,800	346,000	382,700	443,000
63	250,700	279,600	320,100	347,300	383,500	443,900
64	251,800	281,100	321,400	348,600	384,300	444,800
65	252,900	282,700	322,700	349,800	385,200	445,700
66	253,900	284,200	324,000	351,000	386,000	446,500
67	255,000	285,500	325,300	352,200	386,800	447,300
68	256,200	287,000	326,600	353,400	387,600	448,100
69	257,200	288,300	327,700	354,400	388,400	448,900
70	258,500	289,700	328,900	355,500	389,100	
71	259,600	291,200	330,100	356,600	389,800	
72	260,900	292,700	331,200	357,700	390,500	
73	262,300	293,900	332,500	358,700	391,300	
74	263,600	295,300	333,600	359,800	391,900	
75	264,800	296,600	334,800	360,900	392,500	
76	266,100	297,900	336,000	362,000	393,100	
77	267,200	299,400	337,200	362,900	393,700	
78	268,400	300,600	338,400	363,700	394,300	
79	269,500	301,800	339,600	364,500	394,900	
80	270,800	303,000	340,800	365,300	395,500	
81	271,900	303,900	341,900	366,000	396,000	
82	273,000	305,100	343,000	366,600	396,600	
83	273,900	306,200	344,100	367,200	397,200	
84	275,000	307,500	345,200	367,800	397,800	
85	275,900	308,600	346,300	368,500	398,300	
86	276,900	309,600	347,300	369,100	398,900	
87	278,000	310,800	348,300	369,700	399,500	
88	279,100	312,000	349,300	370,300	400,100	

89	280,100	313,300	350,400	370,800	400,500
90	281,100	314,500	351,200	371,400	401,100
91	282,000	315,700	352,000	372,000	401,700
92	282,900	316,900	352,800	372,600	402,300
93	283,900	318,100	353,600	373,100	402,800
94	284,800	318,900	354,300	373,600	
95	285,700	319,700	355,000	374,100	
96	286,600	320,500	355,700	374,600	
97	287,500	321,200	356,200	375,200	
98	288,300	321,900	356,700	375,700	
99	289,000	322,600	357,200	376,200	
100	289,900	323,300	357,700	376,700	
101	290,700	323,800	358,300	377,300	
102	291,300	324,400	358,800	377,800	
103	292,100	325,000	359,300	378,300	
104	292,900	325,600	359,800	378,800	
105	293,600	326,000	360,400	379,400	
106	294,100	326,500	360,900	379,900	
107	294,600	327,000	361,400	380,400	
108	295,100	327,500	361,900	380,900	
109	295,600	328,000	362,400	381,500	
110	296,000	328,400	362,900	382,000	
111	296,400	328,800	363,400	382,500	
112	296,800	329,200	363,900	383,000	
113	297,200	329,600	364,400	383,600	
114	297,600	330,000	364,900		
115	298,000	330,400	365,400		
116	298,400	330,700	365,800		
117	298,700	331,000	366,200		
118	299,100	331,400	366,700		
119	299,500	331,800	367,200		
120	299,900	332,200	367,700		
121	300,200	332,400	368,100		
122	300,600	332,800	368,600		
123	301,000	333,200	369,100		
124	301,400	333,600	369,600		
125	301,600	333,800	370,000		
126	302,000	334,200			
127	302,400	334,600			
128	302,800	335,000			
129	303,000	335,300			
130	303,400	335,700			
131	303,800	336,100			
132	304,200	336,500			
133	304,400	336,800			
134	304,800	337,200			
135	305,200	337,600			
136	305,600	338,000			

137	305,800	338,300					
138	306,200	338,700					
139	306,600	339,100					
140	307,000	339,500					
141	307,200	339,800					
142	307,600	340,200					
143	308,000	340,600					
144	308,400	341,000					
145	308,600	341,300					
146	309,000	341,700					
147	309,400	342,100					
148	309,800	342,500					
149	310,000	342,800					
150	310,300	343,200					
151	310,600	343,600					
152	310,900	344,000					
153	311,300	344,300					
154	311,600						
155	311,900						
156	312,200						
157	312,600						
158	312,900						
159	313,200						
160	313,500						
161	313,900						
162	314,200						
163	314,500						
164	314,800						
165	315,200						
166	315,500						
167	315,800						
168	316,100						
169	316,500						
再任用職員	234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400	

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,500	171,100	258,600	288,500	413,400
	2	157,000	173,200	261,300	291,500	415,000
	3	158,500	175,300	264,000	294,600	416,600
	4	160,000	177,500	266,700	297,700	418,200
	5	161,600	179,500	269,200	300,100	419,900
	6	163,500	181,600	271,700	303,200	421,500
	7	165,300	183,800	274,200	306,200	423,100
	8	167,000	186,000	276,700	309,300	424,700
	9	168,800	188,300	279,200	312,200	426,200
	10	170,900	191,100	281,700	315,000	427,600
	11	172,900	193,800	284,200	317,900	429,000
	12	174,900	196,500	286,700	320,800	430,400
	13	176,900	199,400	289,200	323,500	431,800
	14	179,000	201,100	291,600	325,800	433,200
	15	181,200	202,800	294,300	328,100	434,600
	16	183,400	204,500	296,900	330,400	436,000
	17	185,700	206,300	299,600	332,500	437,300
	18	188,300	207,900	302,200	334,800	438,700
	19	190,800	209,600	304,800	337,100	440,000
	20	193,300	211,300	307,500	339,400	441,400
	21	195,800	213,100	310,200	341,500	442,700
	22	197,500	214,900	312,800	343,800	444,100
	23	199,200	216,800	315,500	346,100	445,500
	24	200,900	218,700	318,200	348,400	446,900
	25	202,400	220,400	320,900	350,500	448,200
	26	203,900	222,300	323,100	352,400	449,500
	27	205,500	224,100	325,500	354,200	450,800
	28	207,100	226,000	327,900	356,100	452,100
	29	208,800	227,900	330,300	357,900	453,400
	30	210,400	230,300	332,200	359,700	454,600
	31	212,100	232,900	334,400	361,500	455,800
	32	213,800	235,500	336,600	363,400	457,000
	33	215,300	238,100	338,800	365,100	458,200
	34	216,900	240,900	340,800	366,900	459,100
	35	218,500	243,800	342,900	368,700	460,000
	36	220,100	246,600	344,900	370,400	460,900
	37	221,600	249,400	347,000	372,200	461,800
	38	223,100	252,000	348,900	373,700	
	39	224,700	254,700	350,800	375,300	
40	226,400	257,400	352,800	376,700		

41	228,200	260,000	354,800	378,100
42	229,800	262,600	356,500	379,600
43	231,600	265,100	358,300	381,100
44	233,300	267,600	360,100	382,600
45	235,200	269,800	361,800	384,200
46	236,600	272,200	363,400	385,800
47	238,200	274,600	365,000	387,400
48	239,900	277,000	366,600	389,000
49	241,500	279,300	367,900	390,500
50	243,100	281,700	369,500	392,000
51	244,700	284,200	371,200	393,500
52	246,200	286,700	372,900	395,000
53	247,300	288,900	374,600	396,600
54	248,900	291,400	376,100	398,000
55	250,400	293,800	377,600	399,300
56	252,000	296,200	379,100	400,600
57	253,300	298,300	380,600	402,100
58	254,600	300,900	382,000	403,500
59	256,000	303,600	383,400	404,900
60	257,400	306,300	384,800	406,300
61	258,700	308,700	386,100	407,600
62	260,100	311,200	387,400	409,000
63	261,400	313,700	388,700	410,400
64	262,600	316,200	390,000	411,800
65	263,700	318,400	391,300	413,000
66	265,200	320,600	392,500	414,200
67	266,800	322,800	393,700	415,400
68	268,300	325,000	394,900	416,600
69	269,900	327,100	396,100	417,700
70	271,400	329,300	397,300	418,900
71	272,900	331,500	398,400	420,100
72	274,400	333,600	399,600	421,300
73	275,500	335,700	400,800	422,300
74	276,800	337,900	401,900	423,100
75	278,100	340,000	403,000	423,900
76	279,400	342,200	404,100	424,700
77	280,600	344,100	405,200	425,600
78	281,800	345,900	406,200	426,400
79	283,000	347,800	407,200	427,200
80	284,200	349,700	408,200	428,000
81	285,400	351,400	409,200	428,800
82	286,600	353,200	410,000	429,500
83	287,700	355,000	410,800	430,200
84	288,900	356,700	411,600	430,900
85	289,900	358,100	412,400	431,600
86	290,800	359,700	413,200	432,300
87	291,800	361,400	414,000	433,000
88	292,800	362,800	414,800	433,700

89	293,800	364,500	415,600	434,400
90	294,700	365,800	416,300	435,100
91	295,600	367,200	417,000	435,800
92	296,400	368,600	417,700	436,500
93	296,800	370,100	418,300	437,000
94	297,500	371,400	419,000	
95	298,300	372,700	419,700	
96	298,900	374,000	420,400	
97	299,800	375,400	421,100	
98	300,600	376,500	421,700	
99	301,400	377,600	422,300	
100	302,200	378,700	422,800	
101	303,100	379,900	423,300	
102	303,600	381,000	423,900	
103	304,100	382,100	424,500	
104	304,600	383,200	425,000	
105	305,100	384,200	425,400	
106	305,500	385,200	426,000	
107	305,900	386,100	426,600	
108	306,300	387,100	427,100	
109	306,500	388,000	427,600	
110	306,900	389,000		
111	307,300	390,000		
112	307,700	391,000		
113	307,900	391,800		
114	308,200	392,700		
115	308,500	393,600		
116	308,800	394,500		
117	309,100	395,500		
118	309,400	396,300		
119	309,700	397,100		
120	310,000	397,900		
121	310,200	398,600		
122	310,500	399,400		
123	310,800	400,200		
124	311,100	401,000		
125	311,300	401,700		
126		402,400		
127		403,100		
128		403,800		
129		404,600		
130		405,300		
131		406,000		
132		406,700		
133		407,200		
134		407,800		
135		408,400		
136		409,000		

	137		409,400			
	138		410,000			
	139		410,600			
	140		411,200			
	141		411,600			
	142		412,200			
	143		412,800			
	144		413,400			
	145		413,800			
	146		414,400			
	147		415,000			
	148		415,600			
	149		416,000			
再任用職員		226,500	275,900	303,600	330,500	413,400

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,500	199,400	258,700	332,500	423,800
	2	157,000	201,100	261,400	334,800	425,700
	3	158,500	202,800	264,000	337,100	427,600
	4	160,000	204,500	266,700	339,400	429,500
	5	161,600	206,300	269,200	341,500	431,400
	6	163,500	207,900	271,800	343,800	433,300
	7	165,300	209,600	274,200	346,100	435,200
	8	167,000	211,300	276,700	348,400	437,100
	9	168,800	213,100	279,200	350,500	438,900
	10	170,900	214,900	281,700	352,700	440,700
	11	172,900	216,800	284,200	354,800	442,600
	12	174,900	218,700	286,700	357,000	444,500
	13	176,900	220,400	289,200	359,100	446,300
	14	179,000	222,300	291,600	361,000	448,200
	15	181,200	224,200	294,300	363,100	450,100
	16	183,400	226,100	296,900	365,200	452,000
	17	185,700	227,900	299,600	367,100	453,800
	18	188,300	230,400	302,200	369,100	455,700
	19	190,800	233,000	304,800	371,100	457,600
	20	193,300	235,600	307,500	373,000	459,500
	21	195,800	238,200	310,200	375,000	461,300
	22	197,500	241,000	312,800	376,900	463,200
	23	199,200	243,900	315,500	378,900	465,100
	24	200,900	246,800	318,200	380,800	466,900
	25	202,400	249,500	320,900	382,300	468,700
	26	204,000	252,100	323,100	384,200	470,400
	27	205,700	254,800	325,500	386,100	472,100
	28	207,400	257,400	327,900	388,000	473,800
	29	208,900	260,000	330,300	389,900	475,600
	30	210,500	262,600	332,200	391,900	477,300
	31	212,200	265,100	334,400	393,900	478,900
	32	213,900	267,600	336,600	395,900	480,600
	33	215,500	269,800	338,800	397,800	482,300
	34	217,200	272,200	340,900	399,500	483,300
	35	218,900	274,600	343,100	401,200	484,300
	36	220,600	277,000	345,200	403,000	485,300
	37	222,200	279,300	347,400	404,600	486,400
	38	223,800	281,700	349,500	406,200	
	39	225,500	284,200	351,600	407,800	
40	227,300	286,700	353,800	409,400		

41	229,200	288,900	356,000	411,100
42	230,700	291,400	358,000	412,700
43	232,500	293,800	360,100	414,300
44	234,200	296,200	362,200	415,900
45	236,100	298,300	364,200	417,600
46	237,600	300,900	366,200	419,200
47	239,200	303,600	368,100	420,800
48	240,900	306,300	370,200	422,400
49	242,400	308,700	372,000	424,100
50	244,000	311,200	373,800	425,700
51	245,600	313,700	375,800	427,300
52	247,200	316,200	377,800	428,900
53	248,500	318,400	379,800	430,600
54	250,000	320,600	381,600	432,200
55	251,500	322,800	383,400	433,800
56	253,000	325,000	385,200	435,400
57	254,300	327,100	386,900	437,100
58	255,700	329,300	388,600	438,700
59	257,200	331,500	390,300	440,200
60	258,700	333,600	392,000	441,800
61	260,100	335,700	393,700	443,500
62	261,600	337,900	395,200	445,100
63	262,900	340,000	396,700	446,700
64	264,200	342,200	398,100	448,300
65	265,500	344,300	399,600	450,000
66	267,100	346,400	401,100	451,600
67	268,700	348,600	402,600	453,200
68	270,400	350,800	404,100	454,800
69	271,800	352,700	405,600	456,400
70	273,300	354,800	407,000	458,000
71	274,800	356,900	408,400	459,600
72	276,300	358,900	409,800	461,200
73	277,400	360,600	411,200	462,700
74	278,800	362,400	412,600	463,700
75	280,200	364,400	414,000	464,700
76	281,600	366,200	415,400	465,700
77	282,800	368,100	416,800	466,500
78	284,000	369,800	418,200	
79	285,200	371,500	419,500	
80	286,400	373,200	420,900	
81	287,600	374,900	422,300	
82	288,800	376,400	423,600	
83	289,900	377,900	424,900	
84	291,100	379,400	426,200	
85	292,300	380,900	427,500	
86	293,400	382,400	428,700	
87	294,600	383,900	429,900	
88	295,800	385,400	431,100	

89	296,900	386,800	432,300
90	298,100	388,200	433,400
91	299,300	389,600	434,500
92	300,400	391,000	435,600
93	301,100	392,500	436,700
94	302,200	393,800	437,800
95	303,400	395,100	438,900
96	304,500	396,400	440,000
97	305,400	397,800	441,100
98	306,500	398,800	441,900
99	307,600	399,900	442,700
100	308,700	401,000	443,500
101	309,600	402,100	444,300
102	310,700	403,200	444,900
103	311,800	404,300	445,500
104	312,900	405,400	446,100
105	313,800	406,300	446,600
106	314,700	407,300	447,200
107	315,600	408,300	447,800
108	316,500	409,300	448,400
109	317,500	410,200	449,000
110	318,100	411,100	
111	318,700	412,000	
112	319,300	412,900	
113	320,000	413,600	
114	320,500	414,400	
115	321,000	415,200	
116	321,500	416,000	
117	322,100	416,800	
118	322,600	417,600	
119	323,100	418,300	
120	323,600	419,100	
121	324,200	419,900	
122	324,700	420,400	
123	325,200	420,900	
124	325,700	421,400	
125	326,300	421,800	
126	326,700	422,300	
127	327,100	422,800	
128	327,500	423,300	
129	327,800	423,700	
130	328,200	424,200	
131	328,600	424,700	
132	329,000	425,200	
133	329,200	425,600	
134	329,500	426,100	
135	329,800	426,600	
136	330,100	427,100	

	137	330,500	427,500			
	138	330,700				
	139	331,000				
	140	331,300				
	141	331,600				
	142	331,900				
	143	332,200				
	144	332,500				
	145	332,800				
	146	333,100				
	147	333,400				
	148	333,700				
	149	333,900				
	150	334,200				
	151	334,500				
	152	334,800				
	153	335,000				
再任用職員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,200	180,600	207,100	245,400	294,100	321,800	350,900	386,400	428,700
	2	166,900	182,400	209,100	247,000	296,400	324,100	353,100	388,500	430,600
	3	168,600	184,200	211,100	248,800	298,700	326,400	355,400	390,700	432,500
	4	170,300	186,000	213,100	250,600	301,000	328,700	357,600	392,900	434,400
	5	171,800	187,900	215,100	252,500	303,000	330,900	359,600	394,700	436,200
	6	173,700	190,100	217,000	254,300	305,200	333,100	361,800	396,700	438,100
	7	175,500	192,400	219,000	256,200	307,500	335,400	364,000	398,700	439,900
	8	177,300	194,700	221,000	258,100	309,800	337,600	366,100	400,400	441,800
	9	179,000	196,900	223,100	259,800	311,800	339,600	368,100	402,300	443,500
	10	180,700	199,500	224,800	261,600	314,100	341,800	370,200	404,300	445,300
	11	182,400	202,000	226,600	263,400	316,400	344,100	372,400	406,400	447,100
	12	184,100	204,500	228,400	265,200	318,700	346,300	374,500	408,500	448,900
	13	186,000	206,900	230,300	266,800	320,600	348,300	376,700	410,400	450,500
	14	188,000	208,700	232,100	268,200	322,900	350,500	378,800	412,500	452,300
	15	190,100	210,500	233,900	269,600	325,200	352,700	381,000	414,600	454,100
	16	192,200	212,300	235,700	271,000	327,400	354,800	383,200	416,700	455,900
	17	194,400	214,200	237,200	272,200	329,400	357,000	385,000	418,800	457,500
	18	196,800	216,000	238,800	273,900	331,600	359,000	387,000	420,700	459,300
	19	199,200	217,900	240,500	275,600	333,800	361,100	389,100	422,600	461,100
	20	201,600	219,800	242,300	277,300	336,000	363,100	390,900	424,500	462,900
	21	204,100	221,500	244,100	278,600	338,000	365,300	392,800	426,300	464,500
	22	205,900	223,200	245,400	280,400	340,100	367,200	394,900	428,000	466,300
	23	207,700	225,000	246,900	282,100	342,200	369,300	397,000	429,700	468,000
	24	209,500	226,800	248,300	283,800	344,200	371,400	399,100	431,400	469,800
	25	211,400	228,500	249,800	285,100	346,300	373,300	400,900	433,000	471,400
	26	213,100	230,100	251,100	287,300	348,300	375,400	403,000	434,600	472,900
	27	214,900	231,700	252,600	289,500	350,400	377,500	405,100	436,200	474,400
	28	216,700	233,300	254,200	291,700	352,400	379,400	407,200	437,800	475,900
	29	218,600	234,700	255,500	293,900	354,600	381,500	409,100	439,100	477,300
	30	220,300	236,300	256,600	295,800	356,600	383,600	411,000	440,800	478,100
	31	222,100	238,000	258,000	297,800	358,700	385,700	412,900	442,500	478,800
	32	223,900	239,800	259,400	299,800	360,800	387,800	414,800	444,200	479,600
	33	225,600	241,400	260,500	301,600	362,500	389,700	416,800	445,700	480,200
	34	227,200	242,800	261,800	303,500	364,600	391,800	418,400	447,400	481,000
	35	228,800	244,400	263,100	305,400	366,600	393,900	420,100	449,100	481,800
	36	230,400	245,900	264,500	307,300	368,500	395,900	421,800	450,800	482,600
	37	231,800	247,400	265,500	309,100	370,500	397,800	423,400	452,300	483,200
	38	233,400	248,600	266,800	311,000	372,600	399,400	424,900	453,100	484,000
	39	235,100	250,000	268,200	312,900	374,700	401,000	426,400	453,900	484,800
40	236,900	251,500	269,500	314,700	376,800	402,600	427,900	454,700	485,600	

41	238,500	252,900	270,600	316,500	378,800	404,100	429,500	455,300	486,200
42	239,800	254,000	272,200	318,300	380,900	405,300	430,800	456,000	487,000
43	241,300	255,400	273,700	320,200	383,000	406,500	432,100	456,700	487,800
44	242,700	256,800	275,100	322,000	385,100	407,700	433,400	457,400	488,600
45	244,200	257,900	276,400	323,800	387,000	409,000	434,700	458,200	489,200
46	245,200	259,200	278,000	325,700	388,800	410,200	435,500	458,900	
47	246,400	260,500	279,700	327,600	390,600	411,400	436,300	459,600	
48	247,700	261,900	281,400	329,400	392,400	412,600	437,100	460,300	
49	248,700	262,900	283,100	331,100	394,200	413,900	437,800	461,000	
50	249,800	264,200	284,800	332,600	395,400	414,700	438,600	461,700	
51	251,200	265,600	286,500	334,300	396,600	415,500	439,400	462,400	
52	252,600	267,000	288,200	335,900	397,700	416,300	440,200	463,100	
53	253,700	268,000	289,700	337,600	399,000	417,000	440,800	463,800	
54	255,000	269,500	291,500	339,300	400,200	417,700	441,500	464,500	
55	256,300	271,000	293,300	341,100	401,400	418,400	442,200	465,200	
56	257,700	272,400	295,000	342,900	402,600	419,000	442,900	465,900	
57	258,700	273,600	296,500	344,200	403,900	419,800	443,600	466,600	
58	259,800	275,200	298,200	345,900	404,700	420,300	444,300	467,200	
59	261,000	276,900	300,000	347,600	405,500	420,900	445,000	467,900	
60	262,200	278,600	301,700	349,100	406,300	421,500	445,700	468,600	
61	263,200	280,100	303,200	350,800	407,000	422,100	446,400	469,300	
62	264,500	281,700	305,000	352,500	407,700	422,700	447,000		
63	265,700	283,300	306,800	354,200	408,400	423,300	447,600		
64	266,900	284,900	308,500	355,900	409,100	423,900	448,200		
65	268,100	286,300	310,000	357,600	409,600	424,500	448,900		
66	269,300	287,800	311,600	359,200	410,300	425,100	449,500		
67	270,700	289,300	313,300	360,800	411,000	425,700	450,100		
68	272,100	290,700	314,900	362,400	411,700	426,300	450,700		
69	273,200	292,200	316,500	363,900	412,200	426,900	451,400		
70	274,600	293,700	317,900	365,400	412,800	427,500	452,000		
71	276,000	295,300	319,400	366,800	413,400	428,100	452,600		
72	277,400	296,800	320,900	368,300	414,000	428,700	453,200		
73	278,700	298,100	321,900	369,800	414,600	429,300	453,900		
74	280,100	299,600	323,600	371,300	415,200	429,900	454,500		
75	281,500	301,100	325,300	372,800	415,800	430,500	455,100		
76	282,800	302,500	326,800	374,200	416,400	431,100	455,700		
77	283,900	303,700	328,600	375,600	417,000	431,600	456,400		
78	285,000	305,100	330,300	376,800	417,600	432,200			
79	286,200	306,600	331,900	378,000	418,200	432,800			
80	287,300	308,000	333,600	379,200	418,700	433,400			
81	288,500	309,500	335,300	380,500	419,300	434,000			
82	289,800	310,800	337,000	381,700	419,900	434,600			
83	291,100	312,200	338,700	382,900	420,500	435,200			
84	292,300	313,600	340,400	384,100	421,100	435,800			
85	293,600	314,700	342,100	385,400	421,600	436,400			
86	294,700	316,200	343,700	386,000	422,200				
87	295,900	317,700	345,300	386,600	422,800				
88	297,000	319,000	346,900	387,200	423,400				

89	298,200	320,500	348,400	387,900	424,000
90	299,300	322,000	349,900	388,500	424,600
91	300,500	323,500	351,400	389,100	425,200
92	301,700	325,000	352,900	389,700	425,800
93	302,400	326,300	354,400	390,200	426,400
94	303,700	327,700	355,900	390,800	
95	305,000	329,100	357,400	391,400	
96	306,100	330,500	358,900	392,000	
97	307,200	331,900	360,300	392,500	
98	308,400	333,300	361,500	393,100	
99	309,600	334,700	362,600	393,700	
100	310,800	336,100	363,800	394,300	
101	312,000	337,600	365,100	394,800	
102	313,100	338,900	366,200	395,400	
103	314,200	340,200	367,400	396,000	
104	315,300	341,500	368,600	396,600	
105	316,300	342,700	369,900	397,100	
106	317,000	343,800	370,500	397,600	
107	317,700	344,900	371,100	398,100	
108	318,400	346,000	371,700	398,600	
109	319,100	347,200	372,400	398,900	
110	319,800	348,200	373,000	399,400	
111	320,500	349,200	373,600	399,900	
112	321,200	350,200	374,200	400,400	
113	322,000	351,300	374,700	400,800	
114	322,800	352,300	375,300	401,300	
115	323,600	353,300	375,900	401,800	
116	324,400	354,300	376,500	402,300	
117	325,000	355,400	377,000	402,700	
118	325,800	356,000	377,600	403,200	
119	326,600	356,600	378,200	403,700	
120	327,400	357,200	378,800	404,200	
121	328,100	357,700	379,200	404,600	
122	328,600	358,200	379,800	405,100	
123	329,100	358,700	380,400	405,600	
124	329,600	359,200	381,000	406,100	
125	329,900	359,700	381,500	406,500	
126		360,200	382,000		
127		360,700	382,500		
128		361,200	383,000		
129		361,700	383,300		
130		362,200	383,800		
131		362,600	384,300		
132		363,100	384,800		
133		363,600	385,100		
134		364,100	385,600		
135		364,600	386,000		
136		365,100	386,500		

	137		365,400	386,800						
	138		365,800	387,300						
	139		366,300	387,800						
	140		366,800	388,300						
	141		367,100	388,600						
	142		367,600							
	143		368,100							
	144		368,600							
	145		368,900							
再任用職員		240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100

第1号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	523,000
4	609,000
5	708,000
6	809,000

第2号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	333,000
2	369,000
3	398,000

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	725,000
7	849,000